

現 行	改 正 後
<p>一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の確認に係る審査基準等</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 適合性の確認について 1 ~ 2 (略)</p> <p>3 輸出に係る廃棄物が処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること (1) 適合性の確認 法第 10 条第 1 項第 3 号 (法第 15 条の 4 の 6 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。) の適合性の審査は、次に掲げる事項の適否を確認して行うものであること。 予定される収集運搬及び処分 (再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。) の方法が法第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準又は法第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準 (以下「廃棄物処理基準」という。) に適合すること。</p> <p>予定される収集運搬及び処分 (再生及び再生品の製造に伴って</p>	<p>一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の確認に係る審査基準等</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 適合性の確認について 1 ~ 2 (略)</p> <p>3 輸出に係る廃棄物が処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること (1) 適合性の確認 法第 10 条第 1 項第 3 号 (法第 15 条の 4 の 6 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。) の適合性の審査は、次に掲げる事項の適否を確認して行うものであること。 予定される収集運搬及び処分 (再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。) の方法が法第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準若しくは法第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準 (以下「廃棄物処理基準」という。) に適合すること又は廃棄物処理基準に相当する輸出の相手国の基準に適合すること。 予定される収集運搬及び処分 (再生及び再生品の製造に伴って</p>

生ずる残さの処分並びにこれらに伴って生ずる排ガス及び排水の処理を含む。)が相手国の環境法令に適合し、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に適合する環境上適正な処理であること。

処理又は再生品の販売を適切に行うことができない事情が生じた場合や契約を解除した場合等において処理されない当該廃棄物及び再生品の取扱いがあらかじめ輸出者と処分者の間で定められており、その場合の処理の方法が廃棄物処理基準に適合すること。

生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときに、支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(これに必要な資金の確保を含む。)が講じられること。

## (2) 参考となる書類等の添付

(1)の適合性を確認するため、必要に応じて、規則第6条の27第3項第9号又は第12条の12の19第3項第9号の「その他参考となる書類又は図面」として、次に掲げる内容を記載した書類等の添付を求めるものであること。なお、添付書類については、必要に応じて和訳を併せて添付すること。

\_\_ 想定される保管期間(算定根拠を含む)。

\_\_ 処分施設が、廃棄物処理基準及び相手国の環境法令に適合した処理を行う上で必要となる分析・計量設備の有無

生ずる残さの処分並びにこれらに伴って生ずる排ガス及び排水の処理を含む。)が輸出の相手国の環境法令に適合し、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に適合する環境上適正な処理であること。

処理又は再生品の販売を適切に行うことができない事情が生じた場合や契約を解除した場合等において処理されない当該廃棄物及び再生品の取扱いがあらかじめ輸出者と処分者の間で定められており、その場合の処理の方法が廃棄物処理基準に適合すること又は廃棄物処理基準に相当する輸出の相手国の基準に適合すること。

生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときに、支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(これに必要な資金の確保を含む。)が講じられること。

## (2) 参考となる書類等の添付

(1)の適合性を確認するため、必要に応じて、規則第6条の27第3項第9号又は第12条の12の19第3項第9号の「その他参考となる書類又は図面」として、次に掲げる内容を記載した書類等の添付を求めるものであること。なお、添付書類については、必要に応じて和訳を併せて添付すること。

\_\_ 廃棄物処理基準に相当する輸出の相手国の基準の概要

\_\_ 想定される保管期間(算定根拠を含む)。

\_\_ 処分施設が、廃棄物処理基準及び輸出の相手国の環境法令に適合した処理を行う上で必要となる分析・計量設備の有無

- \_\_\_ 処分施設に適用される相手国の法令の概要
  - \_\_\_ 処分施設が許可等を受けていることが相手国の法令により求められている場合、当該許可等を受けていることを証する書面の写し。
  - \_\_\_ 契約書の写し
  - \_\_\_ 一括申請の場合、輸出を行う期間における個別の輸出計画（輸出年月、数量等）
- 4 （略）

第3～第4 （略）

- \_\_\_ 処分施設に適用される輸出の相手国の法令の概要
  - \_\_\_ 処分施設が許可等を受けていることが輸出の相手国の法令により求められている場合、当該許可等を受けていることを証する書面の写し。
  - \_\_\_ 契約書の写し
  - \_\_\_ 一括申請の場合、輸出を行う期間における個別の輸出計画（輸出年月、数量等）
- 4 （略）

第3～第4 （略）